

軽微な変更の届出

- 1 この届出は、変更許可には該当しない製造所等の位置、構造または設備の軽微な変更工事をしようとする場合に必要とするものです。変更許可を要するかどうかの判断は慎重を要するものであり、詳しくは製造所等の設置場所を管轄する消防署（分署）の予防係と相談してください。
- 2 この届出は、当該変更工事に着手しようとする日の7日前までに、次の書類を添え提出してください。
 - (1) 作業明細書（若狭消防組合危険物規制規則 様式第6号）
 - (2) 作業内容に関する図面および資料